

国際観光芸術専門職大学（仮称）整備事業 参考資料

■ 専門職大学等の制度化について（文部科学省）	1
■ 専門職大学設置基準の制定について（文部科学省）	2
■ 文化芸術・観光を取り巻く環境	3
■ 基本構想（案）の概要	5
■ 実習コンセプト（イメージ）	6
■ 兵庫県内大学定員一覧	7
■ 年齢別人口増減数（H22.10→H27.10）	8
■ 但馬市町からの要望書、但馬定住自立圏共生ビジョン	9
■ 豊岡のアートによるまちづくり	17
■ 産業界の専門職大学に関する見解（経団連アンケート）	19
■ 地域リサーチ&イノベーションセンター（仮称）の概要	21

学校教育法の一部を改正する法律の概要

【「専門職大学」「専門職短期大学」の制度化について】

趣旨・背景

- 「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務。

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

高度な
実践力

理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材

豊富な
創造力

変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

- 《例》
- 【観光分野】: 適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
 - 【農業分野】: 質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材
 - 【情報分野】: プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材など

→ 高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図る。

概要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。

《法制度の概要》 → 法改正の後、設置基準(省令)等により詳細を規定する予定 [*印]

1 目的等

①機関の目的

- ・ **深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。**

- * 実習等の強化(卒業単位の概ね3~4割以上。長期の企業内実習等)
- * 実務家教員の積極的任用 (必要専任教員数の概ね4割以上)

②学位の授与

- ・ **課程修了者には、文部科学大臣が定める学位を授与する。**

- * 「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」を授与

2 社会のニーズへの即応

①産業界等との連携

- ・ **専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。**

- * 産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備 (「教育課程連携協議会」)

②認証評価における分野別評価等

- ・ **専門職大学等の認証評価においては、専門分野の特性に応じた評価を受ける。**

- * 産業界等と連携した認証評価の体制整備

3 社会人が学びやすい仕組み

①前期・後期の課程区分

- ・ **専門職大学(4年制)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。**

②修業年限の通算

- ・ **実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。**

施行期日

平成31年4月1日

専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準(省令)の制定について

平成29年9月8日公布(平成29年文部科学省令第33号・第34号)

基本的な考え方

- 現行の最低基準である大学設置基準及び短期大学設置基準の水準を考慮し、その趣旨を採り入れると同時に、高度かつ実践的な職業教育を行う機関として、その特性を踏まえた適切な水準の設定を図る。
 - ※ 国際通用性を求められる「大学」の枠組みの中に位置付けられる機関として相応しい教育研究水準を担保するとともに、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置く、社会人の受入れも主要な機能とする等の特性を踏まえた設置基準とする。

教育課程の編成

- ◎ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。
- ◎ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」に配慮。
- ◎ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

授業科目

- ◎ 開設すべき授業科目として、4つの授業科目を規定
 - ①基礎科目 [4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
 - ②職業専門科目 [4年制で60単位以上/2年制で30単位以上]
 - ③展開科目 [4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
 - ④総合科目 [4年制で4単位以上/2年制・3年制で2単位以上]

卒業要件等

- ◎ 卒業・修了要件として実習等による授業科目について一定単位数の修得を求める。[4年制で40単位以上/2年制で20単位以上]
 - ・ 上記の実習等による授業科目には、企業等での「**臨地実務実習**」を一定単位数含む。[4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
 - ※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「**連携実務演習等**」による一部代替も可能とする。[4年制で5単位まで/2年制で2単位まで]
- ◎ 入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを規定。[4年制で30単位まで/2年制で15単位まで]

学生

- ◎ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務化。
- ◎ 同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下。

教員

- ◎ 専任教員数については、大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。
- ◎ 必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)とする。
 - 必要専任実務家教員数の二分之一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。
 - ※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
 - 必要専任実務家教員数の二分之一以内は、「みなし専任教員」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

校地面積

- ◎ 大学・短大設置基準の水準(学生1人当たり10㎡)を踏まえつつ、一定の要件の下で弾力的な取扱いを可能とする。
 - ※ その場所に立地することが特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の面積確保が困難と認められる場合に、教育研究上支障がない限度において、当該面積を減ずることができることとする。

体育館等

- ◎ 原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けることを求める。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、大学外の運動施設の利用による代替措置を可能とする。

校舎面積

- ◎ 大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。
- ◎ 臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用に確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする。

文化芸術・観光を取り巻く環境

文化芸術基本法（平成 29 年 6 月一部改正）

【改正趣旨】

- ① 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込む
- ② 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用

【規定内容】

- ① 地方公共団体は、文化芸術に関し、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する（第 4 条）
- ② 地方公共団体は、地方文化芸術推進基本計画（地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画）を定めるよう努める（第 7 条の 2）
- ③ 地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努める（第 35 条）

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年 6 月施行）

【背景】

- ① 施設の多くは文化会館・文化ホールで、多目的に利用されており、貸館公演中心の実態
- ② 劇場、音楽堂等としての機能が十分に発揮されていない現状
- ③ 相対的に地方では多彩な実演芸術に触れる機会が稀少な現状

【制定趣旨】

劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与

【規定内容】

- ① 地方公共団体は、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、地域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努める（第 7 条）
- ② 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講じる（第 13 条）
- ③ 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講じる（第 15 条(1)）
- ④ 地方公共団体は、地域の特性に応じた実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講じる（第 12 条(2)）

日本版DMOの形成【観光庁】

【日本版DMOの役割】

- ① 日本版DMOを中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成
- ② 各種データ等の継続的な収集・分析、明確なコンセプトに基づいた戦略の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立
- ③ 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくり、プロモーション
- ④ 観光地域づくりの一主体として実施する個別事業

【多様な関係者との連携】

- ① 内外の人材やノウハウを取り込みつつ、多様な関係者と連携
(**商工業** **宿泊施設** **農林漁業** **飲食店** **交通事業者** **地域住民** **行政**) ⇄ **日本版DMO**
- ② 観光客の集客力の向上
地域一体の魅力的な観光地域づくり
戦略に基づく一元的な情報発信・プロモーション

観光による地域創生の実現

関西観光・文化振興計画【関西広域連合】

【基本方針】

- ① 国際観光なくしてKANSAIの発展なし
- ② 文化観光資源の宝庫・強みを活かす
- ③ 関西ファンをつくる
- ④ 文化芸術の承継・創造を通じて観光を振興する
- ⑤ 「関西は一つ」になって国際観光振興と文化振興に取り組む

《将来像》

アジアの文化観光首都・関西としての地位確立

【戦略】

- ① 国際競技大会等を踏まえた観光の推進
・ 関西文化の魅力創造、関西文化に親しむ機会の提供、伝統芸能・伝統文化の活用 等
- ② 文化力の向上と文化観光の推進
・ アジアの文化首都のイメージの発信、文化庁と連携した取組の推進
・ 文化遺産を結ぶ歴史的・文化的ストーリーの発掘等による観光ルートの開発
・ 活用可能な庭園・建築物や伝統文化体験等の観光資源化の推進
・ 美術館や博物館、伝統芸能の舞台等の外国人が鑑賞しやすい環境整備 等
- ③ 外国人観光客の急増対策としてのインフラ整備の充実
- ④ 「KANSAI」のさらなる知名度アップ
・ ファムトリップ等によるFIT（個人旅行者）へのアピール 等
- ⑤ 旅行消費額拡大に向けた取組
・ 「モノ消費」「コト消費」双方の情報発信、ナイトライフに関する情報発信 等
- ⑥ 関西観光本部を中心とした推進体制の確立
・ 関西観光本部のマネジメントによるビジネス視点での観光文化振興
・ SNS等、多様な発信手段を用いた誘客、芸術文化情報の発信 等
- ⑦ 今後のさらなる展開
・ 観光や文化で起業・新事業に取り組む次世代を担うプロデューサー等、若手人材が活躍できる環境づくり
・ 観光学部の学生等、観光産業で活躍できる人材の育成

基本情報

大学名称：国際観光芸術専門職大学(仮称)
設置場所：豊岡市山王町17番10
開学時期：平成33年4月を目標
学部学科名称：文化・観光創造学部
 文化・観光創造学科(仮称)
定員：入学定員80人、収容定員320人

大学理念

〈基本目標〉

舞台芸術の学修で得た能力を基礎として、地域と協働し、多彩な地域資源を活かし、芸術文化を通じた新たな価値を創造できる専門職業人材を育成するとともに、イノベーションで地域課題を解決するプラットフォーム機能を発揮し、地域の発展と繁栄、ひいては新たな国際社会の形成に貢献する大学を目指す。

〈目指す大学像〉

- ①地域資源を活かしたビジネスやアート分野で新たな価値を創造できる自立した人材を育成し、地域の経済的発展、芸術文化を通じた豊かな県民生活の実現に貢献
- ②舞台芸術の技法を活かしたコミュニケーション力の向上に取り組むとともに、地域産業の現場での実習を中心とした学びを通じて高度な専門職業人材を育成

〈既存大学との違い〉

- ①「ジョブ型」雇用に対応した専門職業人材の育成 ②事業活動現場における実践教育センターの教育課程

教育目標

〈育成する人材像〉

戦略的視野に立って自らスタートアップに挑戦したり、組織の業務改革を企画、実行できる、次に掲げる専門職業人材

- ①舞台芸術の学修から得られる豊かな感性やコミュニケーション力等を基礎として、多彩な地域資源の魅力を最大限に引き出した観光ビジネスモデルを創造
- ②公共文化施設等のアートマネジメントやパフォーマンスの創造・実践活動にあたりながら、アートと地域をプロジェクトマネジメントでつなぎ、社会に新たな価値を創造

大学の特色

1 国公立大学初、演劇を本格的に学び、これを基礎に観光・芸術文化分野で事業創造する高等教育機関

●国公立大学初、観光と芸術文化分野で事業創造を展開する新たな専門職業人材を育成する1学科2コース制の4年制高等教育機関を創設

2 演劇の手法を取り入れたコミュニケーション力の強化

●1年次に全員が「演劇コミュニケーション演習」を履修。実践と理論を通じたパフォーマンスの全体像を学ぶ中でコミュニケーション力を強化

3 自立する力を磨き、生きる力を身につける教育の展開

①社会・地域ニーズにフォーカスした教育の実践

観光地経営 【ニーズ】
 様々な地域資源を組み合わせた魅力ある観光地経営及びその担い手育成
【教育展開】
 ●観光地域づくりを推進するプラットフォーム機能を持つ拠点を形成
 ●DMOを中心とした観光地経営の担い手となる専門職業人材を育成

文化創造 【ニーズ】
 文化ホール等の有効活用、文化政策の効果的な推進及びその担い手育成
【教育展開】
 ●地域文化政策を推進するプラットフォーム機能を持つ拠点を形成
 ●アートマネジメントを中心とした文化創造の担い手となる専門職業人材を育成

②地域課題を解決するプラットフォーム機能の発揮

地域リサーチ&イノベーションセンター(仮称)の設置
 インキュベーション・コンサルティング・シンクタンク機能を発揮

- 大学版DMOによる企画開発、起業・新事業展開の支援等、事業創造活動を通じて地域経済の活性化に貢献
- 文化ホール等の有効活用、アートマネジメントを支援
- 地方自治体等の文化政策に対する総合的支援

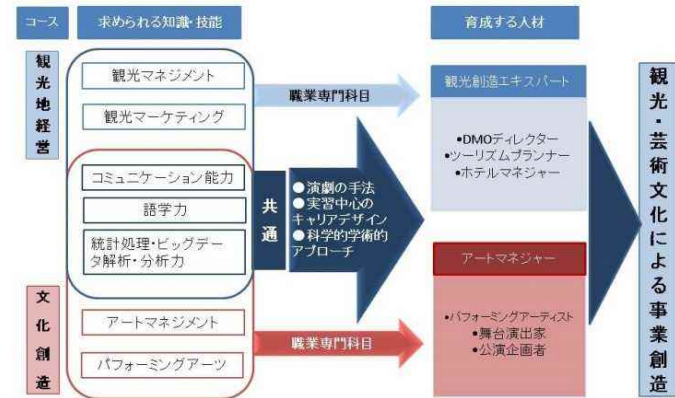
これらの支援活動を通じて地域の文化振興に貢献

4 次代を担うグローバル人材の養成

●ローカルな特性が生み出す独自のモノや価値を世界に向けて発信できる人材を育成 (実践的な語学教育、海外留学プログラム等)

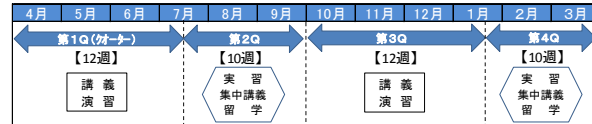
5 実習中心の実践的な教育課程

- 多彩な地域資源を活用し、地域産業と連携した充実した実習プログラムを展開
- 行政、住民、学生が一体となった国際フェスティバル実習を全コースに導入
- アクティブラーニングによる実践的かつ体系的な実習プランを提供



1 60分授業による実習・演習を中心としたクォーター制の導入

- ①クォーター制による講義と実習との体系的なカリキュラム編成
- ②主体的な学びを深める講義+演習の60分2コマ連続授業の実施



2 新たな価値創造を実現する学修内容

- 1年次＝問題を発見する「気づく」力
- 2年次＝課題を絞り、解決に向けたアイデアを創造する「考える」力
- 3年次＝解決策を絞り込む「創る」力
- 4年次＝実現性のあるプロジェクトに仕立てていく「生かす」力

3 多角的に思考する力と実践的課題解決力を培う教育課程

- ①「知の巨人に触れる科目」や演劇コミュニケーション演習など、特色あるリベラルアーツ関連科目
- ②事業創造に繋がるICT教育
- ③農業・食、スポーツをはじめ「たじま学」等応用による価値創造のための関連科目

4 グローバルリテラシーの修得

- ①専門職業人材として活躍できる実践的な語学教育

教育内容・方法

履修科目構成

区分	1年次 気づく力	2年次 考える力	3年次 創る力	4年次 生かす力
基礎科目	[Progressing from 1st to 4th year]			
職業専門科目 + 展開科目	[Progressing from 1st to 4th year]			
共通	[Progressing from 1st to 4th year]			
観光創造エキスパート	[Progressing from 2nd to 4th year]			
アートマネジャー	[Progressing from 2nd to 4th year]			
パフォーマンス	[Progressing from 2nd to 4th year]			
総合科目	[Progressing from 1st to 4th year]			

- ②学生全員が体験できる海外留学プログラム
- ③学生寮における留学生との交流促進

5 起業家精神の育成

- ①地域リサーチ&イノベーションセンター(仮称)を活用し、起業家精神を育成する取組を積極的に実施
- ②地域のインキュベーション施設等と連携し、起業意欲のある学生の在学中及び卒業後の起業を支援

6 1年次の原則全寮制

- ①生活交流を通じた自律性・社会性・コミュニケーション能力を養い、反転授業における事前学習等の場として学生寮を設置
- ②1年次学生は原則全員入寮

7 充実した学修サポート体制

- ①1年次に少人数制の初年次ゼミを開設し担当教官がきめ細かく指導
- ②実習支援センター(仮称)による円滑な実習支援
- ③キャリアサポートセンター(仮称)による適切なキャリア開発支援
- ④遠隔授業などによる学修機会の提供

8 社会人の学び直し

- ①学び直しや職場復帰が可能となる学習機会を提供し、社会人等を対象とした科目等履修制度の設定

施設

1 充実した学修・研究施設

- ①劇場(舞台運営演習・演劇発表、移動観覧席)
- ②スタジオ(身体表現演習)
- ③教室(大中小、連結・分割仕様)
- ④情報演習室
- ⑤PBL(課題探求型学習)演習室
- ⑥ラーニング・commons 等

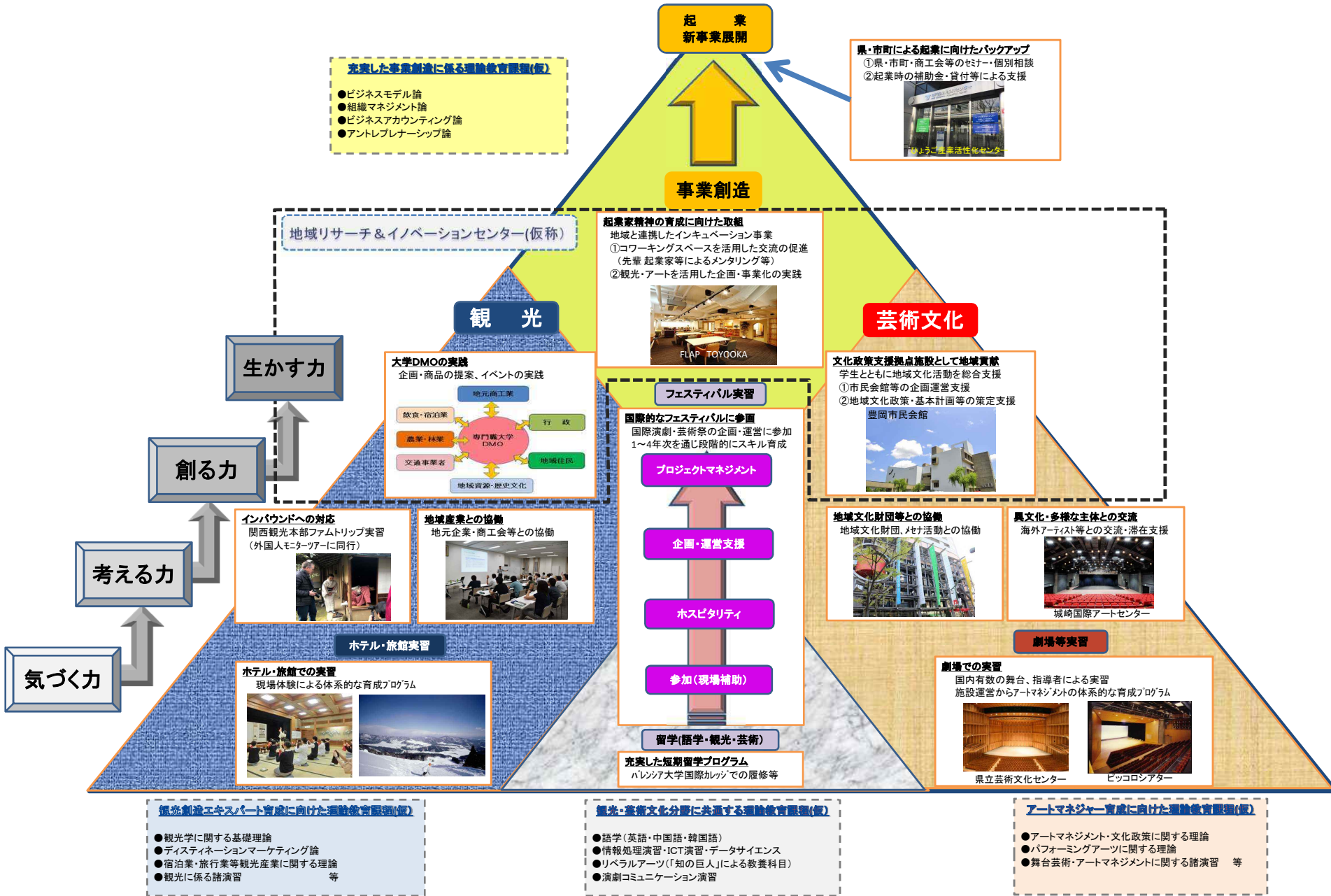
2 各種センター(仮称)

- ①実習支援センター
- ②地域リサーチ&イノベーションセンター
- ③キャリアサポートセンター
- ④国際交流センター
- ⑤エクステンションセンター

3 学生寮

- シェアハウス方式
- 招聘研究者も含め定員100人
- 交流スペースを整備

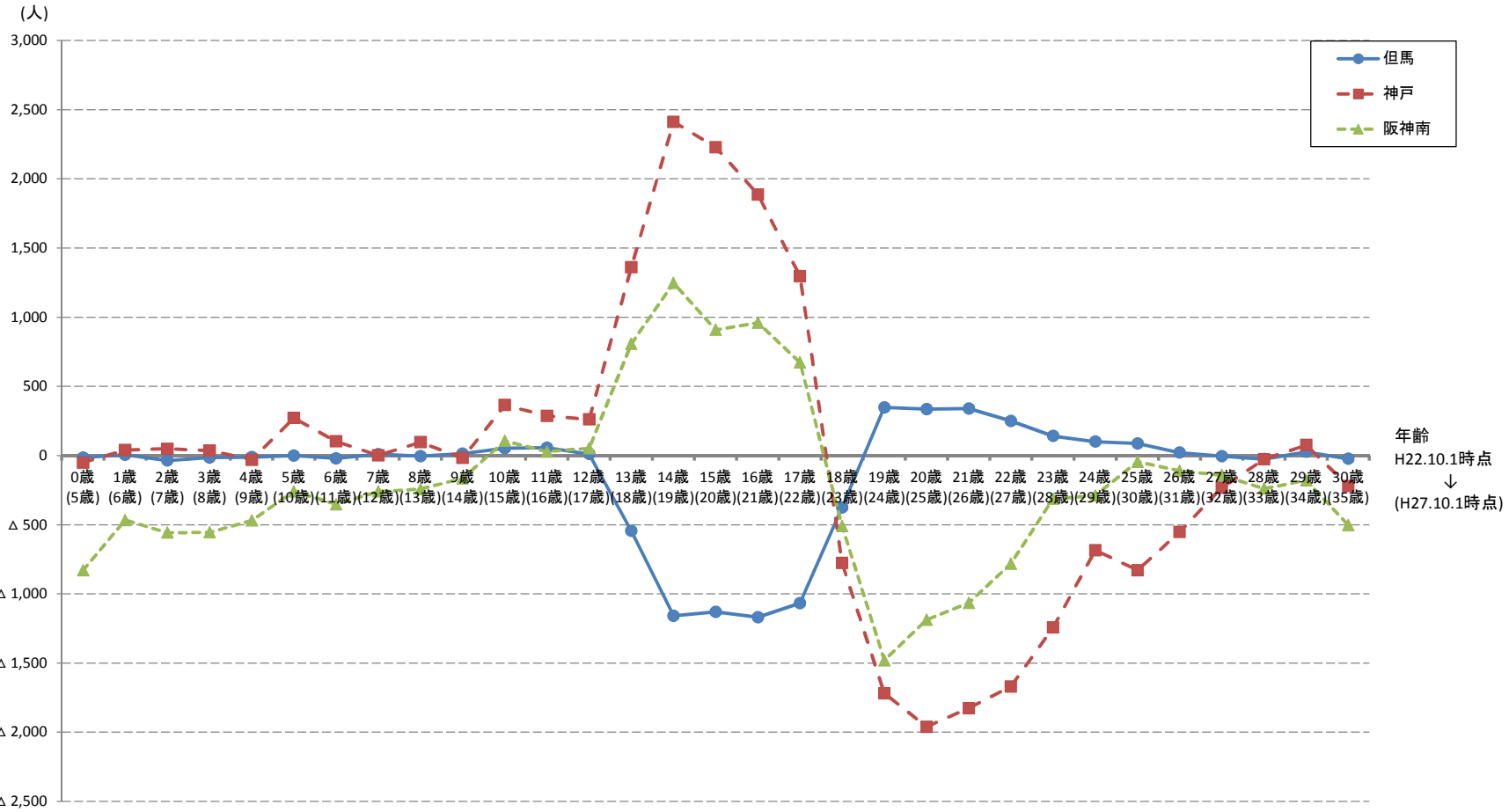
但馬地域の専門職大学に係る実習コンセプト(イメージ)



兵庫県内大学 定員一覧

県民局	所在地	国公私	大学名	収容定員
神戸	神戸市	私立	甲南大学(岡本・ポートアイランドC)	7,040
神戸	神戸市	私立	甲南女子大学	3,920
神戸	神戸市	私立	神戸海星女子学院大学	380
神戸	神戸市	私立	神戸学院大学	10,772
神戸	神戸市	私立	神戸芸術工科大学	1,600
神戸	神戸市	私立	神戸国際大学	1,520
神戸	神戸市	私立	神戸松蔭女子学院大学	2,360
神戸	神戸市	私立	神戸女子大学	3,395
神戸	神戸市	私立	神戸親和女子大学	1,660
神戸	神戸市	私立	神戸常盤大学	950
神戸	神戸市	私立	神戸薬科大学	1,620
神戸	神戸市	私立	神戸山手大学	820
神戸	神戸市	私立	兵庫医療大学	1,620
神戸	神戸市	私立	流通科学大学	3,600
神戸	神戸市	公立	神戸市看護大学	400
神戸	神戸市	公立	神戸市外国語大学	1,400
神戸	神戸市	公立	兵庫県立大学(神戸商科C)	1,720
神戸	神戸市	国立	神戸大学	10,681
			小計	55,458
阪神南	芦屋市	私立	芦屋大学	1,000
阪神南	尼崎市	私立	園田学園女子大学	1,410
阪神南	尼崎市	私立	関西国際大学(尼崎C)	800
阪神南	西宮市	私立	関西学院大学(西宮上ヶ原・西宮聖和C)	17,650
阪神南	西宮市	私立	神戸女学院大学	2,266
阪神南	西宮市	私立	甲南大学(西宮C)	720
阪神南	西宮市	私立	兵庫医科大学	670
阪神南	西宮市	私立	武庫川女子大学	7,834
			小計	32,350
阪神北	三田市	私立	関西学院大学(三田C)	5,220
阪神北	宝塚市	私立	甲子園大学	1,040
阪神北	宝塚市	私立	宝塚大学	80
阪神北	宝塚市	私立	宝塚医療大学	640
阪神北	伊丹市	私立	大手前大学	2,760
			小計	9,740
東播磨	加古川市	私立	兵庫大学	1,694
東播磨	明石市	公立	兵庫県立大学(明石看護C)	415
			小計	2,109
北播磨	三木市	私立	関西国際大学(三木C)	1,260
北播磨	加東市	国立	兵庫教育大学	640
			小計	1,900
中播磨	姫路市	私立	姫路大学	740
中播磨	姫路市	私立	神戸医療福祉大学	1,600
中播磨	姫路市	私立	姫路獨協大学	2,800
中播磨	姫路市	公立	兵庫県立大学(姫路工学・姫路環境人間C)	2,218
			小計	7,358
西播磨	赤穂市	私立	関西福祉大学	1,390
西播磨	上郡町	公立	兵庫県立大学(播磨理学C)	700
			小計	2,090
淡路	淡路市	私立	関西看護医療大学	320
			小計	320
			合計	111,325

年齢別人口増減数 (平成22年10月⇒平成27年10月)



年齢	0歳 (5歳)	1歳 (6歳)	2歳 (7歳)	3歳 (8歳)	4歳 (9歳)	5歳 (10歳)	6歳 (11歳)	7歳 (12歳)	8歳 (13歳)	9歳 (14歳)	10歳 (15歳)	11歳 (16歳)	12歳 (17歳)	13歳 (18歳)	14歳 (19歳)	15歳 (20歳)	16歳 (21歳)	17歳 (22歳)	18歳 (23歳)	19歳 (24歳)	20歳 (25歳)	21歳 (26歳)	22歳 (27歳)	23歳 (28歳)	24歳 (29歳)	25歳 (30歳)	26歳 (31歳)	27歳 (32歳)	28歳 (33歳)	29歳 (34歳)	30歳 (35歳)
増減数 (人)	但馬 △ 15	6	△ 36	△ 15	△ 12	△ 1	△ 21	9	△ 4	14	53	56	11	△ 545	△ 1,159	△ 1,130	△ 1,169	△ 1,067	△ 376	348	335	340	250	141	100	87	21	△ 4	△ 26	27	△ 24
神戸	△ 51	40	48	36	△ 31	271	102	1	96	△ 18	365	286	261	1,361	2,412	2,228	1,886	1,296	△ 777	△ 1,718	△ 1,960	△ 1,826	△ 1,669	△ 1,243	△ 685	△ 829	△ 553	△ 232	△ 27	76	△ 221
阪神南	△ 830	△ 467	△ 557	△ 555	△ 470	△ 259	△ 352	△ 260	△ 243	△ 165	106	28	52	808	1,247	908	960	672	△ 510	△ 1,481	△ 1,187	△ 1,065	△ 782	△ 313	△ 289	△ 45	△ 110	△ 142	△ 240	△ 179	△ 503

※平成22年・27年国勢調査結果から作成

兵庫県知事 井戸敏三様

但馬地域における専門職大学の の設置に関する要望書



平成28年8月

但馬地域3市2町

(豊岡市・養父市・朝来市・香美町・新温泉町)

但馬地域における専門職大学の設置について(要望)

但馬の地方創生の課題

但馬地域では、地方創生、すなわち人口減少対策を最大の課題として、各市町においても懸命に取り組んでいます。

但馬における人口減少の最大の要因は、4年制の高等教育機関がないこと等から高校卒業時に約80%の若者が大学進学等により但馬を離れるなど10代での大幅な転出超過が発生するのに対し、大学卒業時を中心に20代でのUIターンによる回復率がわずか20数パーセントしかないということにあります。

この若年層の減少が未婚率の上昇と相まって少子化をもたらし、減少した子どもたちが成長して高校を卒業する際にまた大量に但馬を離れる、ということの繰り返しによって但馬の人口減少が進んでいます。

但馬の地方創生にとって、4年制の高等教育機関の設置は、若者のUIターン促進とともに、決定的に重要な政策課題となっています。

専門職大学に関する中教審答申

こうした中で、過日、中央教育審議会は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関、いわゆる専門職大学の制度化に向けた答申を行いました。

この専門職大学は、地域の産業を支えることによって地域を支える人材の育成を目的とするもので、若者の進学による転出超過の抑制に役立つことはもちろん、但馬の産業の活性化を通じてUIターンの増加にも大きく寄与するものと期待しています。

但馬での専門職大学の可能性

幸い、但馬には、県立但馬技術大学校があり、技術者養成の歴史とノウハウがあります。しかも、ものづくりにおける高レベルの技術者の必要性は、今後但馬のみならず全国的にさらに高まるものと考えられます。

また、但馬では、城崎温泉を中心にインバウンド需要が劇的に増加しつつあり、基幹産業の一つである観光を支える高レベルの人材の必要性が今後ますます高まっていくものと想定されます。特に、日本文化の魅力に魅かれてくる外国人観

光客への対応を考えると、観光を総合的コミュニケーションと捉えた人材の育成は不可欠です。同時に、但馬での実践教育は、観光立国を目指す我が国の地域人材育成の面でも大きな貢献につながるものと考えられます。観光立国を目指す他の国々から留学生を呼び込むことも不可能ではありません。

教師も含め様々な人材が集まることは、但馬全体の活力の源泉にもなります。

県への要望

そこで、兵庫県におかれては、県の但馬地域創生における戦略的取組みとして、ものづくり技術系列、観光コミュニケーション系列等を柱としながら、但馬の強みを生かした、全国や海外からも学生を呼び込めるような魅力的な4年制の専門職大学を但馬に設置いただくよう、強く要望いたします。

なお、設置にあたっては、但馬の市町自らの課題でもあることを十分踏まえ、県と協働して行いたいと考えていますので、この旨申し添えます。

平成 28 年 8 月 9 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

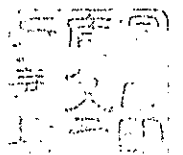
豊岡市長

中貝 宗浩



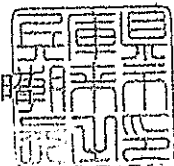
養父市長

広瀬 栄



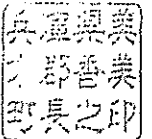
朝来市長

多次 勝昭



美方郡香美町長

浜上 勇人



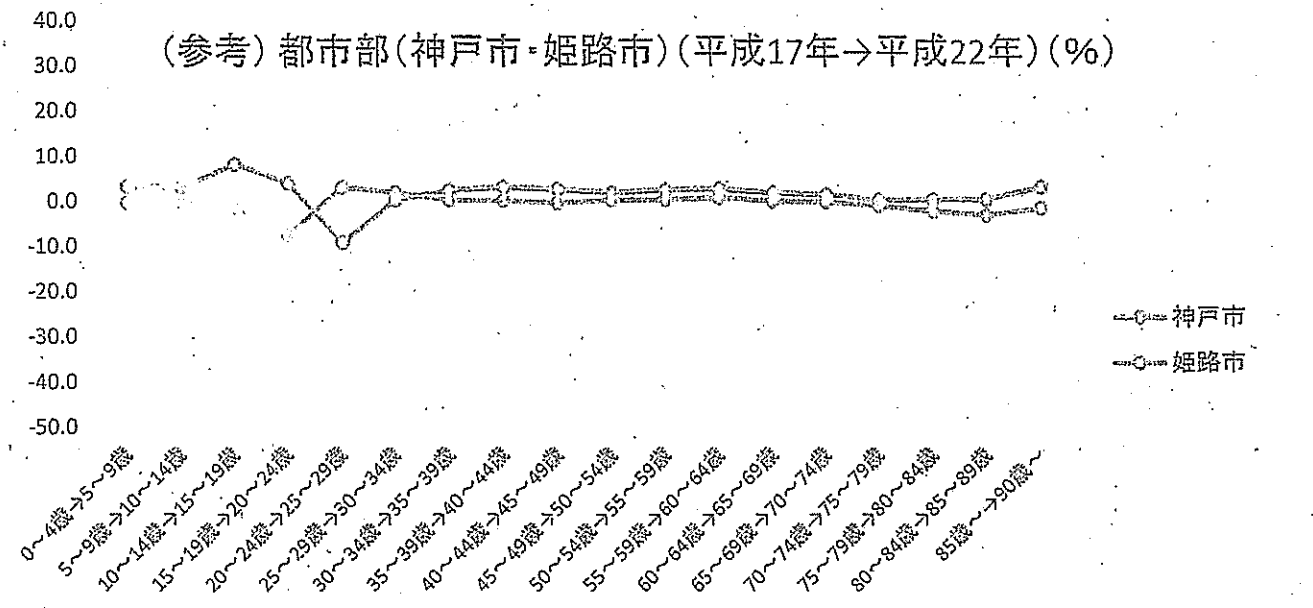
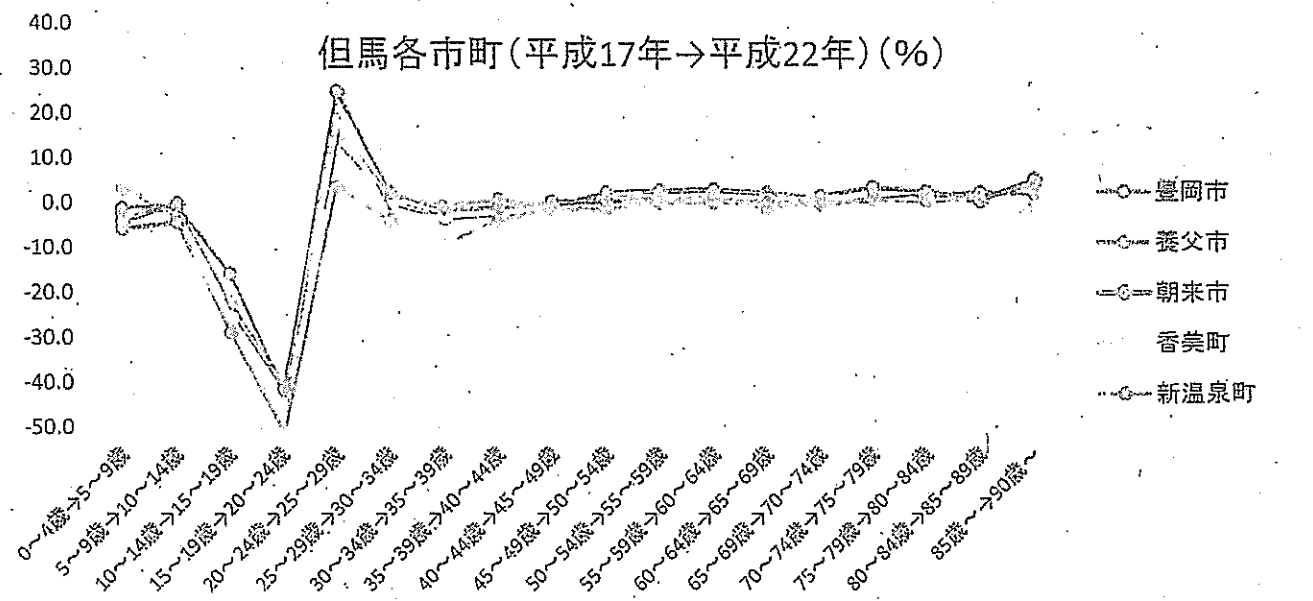
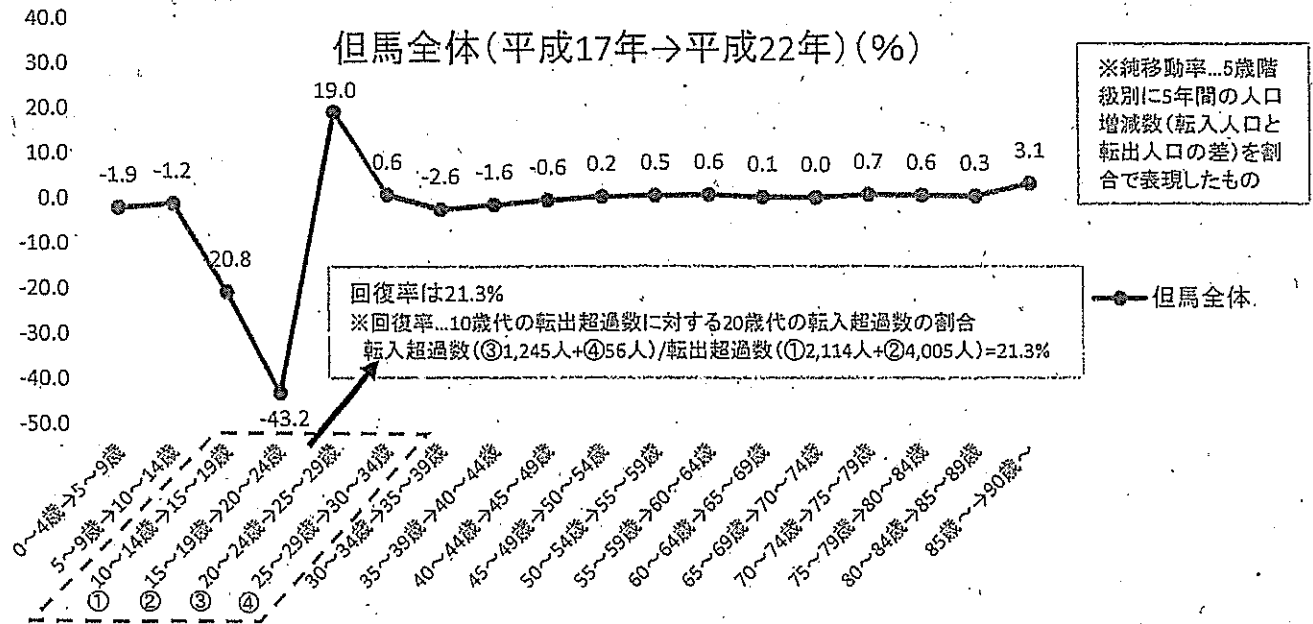
美方郡新温泉町長

岡本 英樹



但馬の人口の純移動率(平成17年→平成22年)

(出典：平成22年国勢調査)



平成27年度 但馬地域高校卒業生の進路

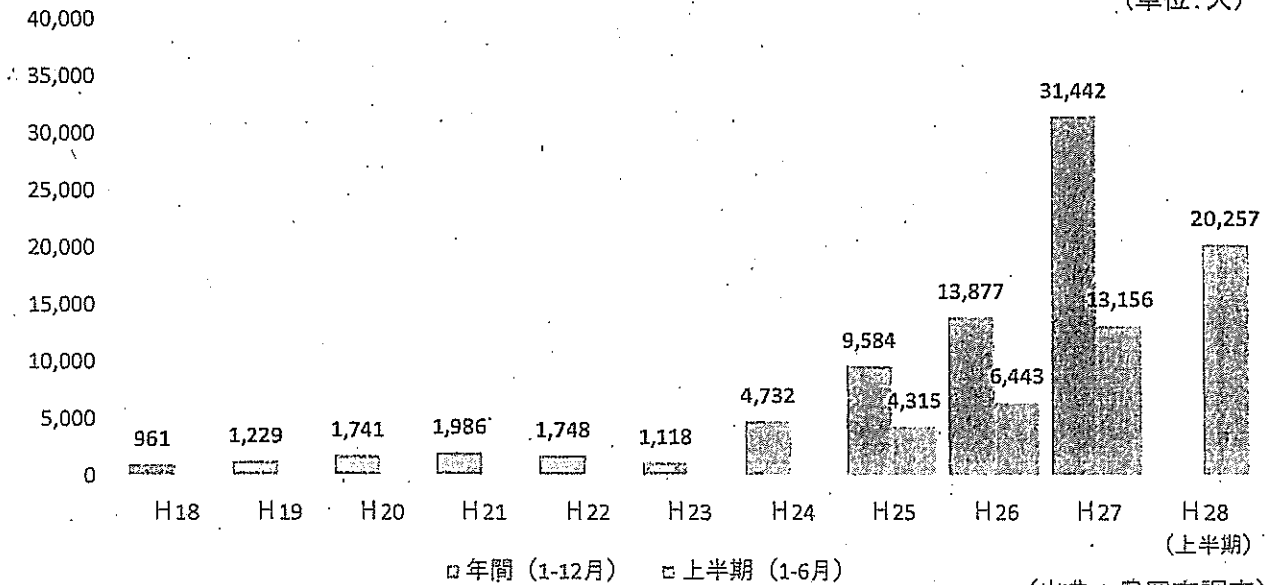
(単位:人)

卒業者数	但馬内			但馬外			就職者のうち不明者
	進学者	就職者 (うち自営・取事従事者数)		進学者 (希望者含む)	就職者		
1,627	250	45	205 (50)	1,320	1,209	111	57
100.0%	15.4%	2.8%	12.6%	81.1%	74.3%	6.8%	3.5%

出典：豊岡公共職業安定所
豊岡市調査

城崎温泉外国人宿泊客数

(単位:人)



(出典：豊岡市調査)

平成27年 城崎温泉外国人宿泊客 エリア別シェア

	東アジア	東南アジア	豪州	北米	欧州	その他	計
城崎地域	50.7%	11.6%	5.8%	7.7%	19.9%	4.3%	100%
全国	63.4%	10.3%	2.4%	7.1%	5.5%	11.3%	100%

(出典：豊岡市調査)



豪州・北米・欧州の合計
城崎：33.4% (全国15.0%)

第2次但馬定住自立圏 共生ビジョン

変更：平成29年11月15日

策定：平成29年3月24日

兵庫県豊岡市

5 取組内容の全体像

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

施策分野	連携施策	事業
ア 医療	(ア)医療体制の確保	医師確保対策就業支度金貸与事業、医師修学資金貸与事業
	(イ)周産期医療体制及びネットワークの整備	但馬こうのとり周産期医療センターの機能充実、周産期医療ネットワークの構築
	(ウ)救急医療体制の充実	ドクターカー運行事業、小児救急医療電話相談事業
イ 教育	<u>(ア)専門職大学の誘致</u>	<u>専門職大学の誘致推進</u>
ウ 産業振興	(ア)観光の振興	山陰海岸ジオパーク推進事業
	(イ)農作物被害防止対策等の推進	有害鳥獣対策事業
エ 環境	(ア)循環型社会の構築	北但ごみ処理施設（クリーンパーク北但）運営事業
オ 防災	(ア)防災力の向上	災害時相互応援体制の強化

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

施策分野	連携施策	事業
ア 地域公共交通	(ア)但馬空港の利用促進	但馬空港利用促進事業
	(イ)地域公共交通の利用促進	鉄道交通対策事業、広域的な移動手段であるバス路線の確保
イ 圏域内外の住民との交流・移住促進	(ア)独身男女の出会いの機会の提供	出会いの機会の提供の連携事業

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

施策分野	連携施策	事業
ア 人材の育成	(ア)圏域の職員育成	職員研修事業

イ 教育

(ア) 専門職大学の誘致

【形成協定の内容】

取組の内容	圏域内に高等教育機関を誘致し、教育環境を充実させることにより、若者の転出抑制やU I ターン促進を図る。
甲の役割	乙や兵庫県、関係市町等と連携し、専門職大学の誘致を積極的に進め、取組の調整を図る。
乙の役割	甲や関係市町等と連携し、専門職大学の誘致を積極的に進める。

【施策単位の成果指標】

目標	専門職大学の誘致
----	----------

【具体的な取組内容】

事業名	専門職大学の誘致推進					関係市町名
事業概要	但馬地域の地方創生の戦略的取組として、但馬の強みを生かした、全国や海外からも学生を呼び込める魅力的な4年制の専門職大学の誘致を推進する。					全市町
成果	高等教育機関である専門職大学の設置は、地域産業を担う高度な専門的職業人材の育成や地元企業に就職する若者を増やすなど地方創生の面からも大きな効果をもたらすことが期待される。					
事業費 (千円)	H29	H30	H31	H32	H33	計
	3,888					3,888
豊岡市	3,888					3,888
養父市						
朝来市						
香美町						
新温泉町						
国県補助事業等の名称、補助率等						
地方創生交付金						
関係市町の役割分担に係る基本的な考え						
関係市町等が連携し、専門職大学を誘致するために積極的に取組を行う。						

◆ 豊岡のアートによるまちづくり ◆

人口減少
の要因

○ 要因1 「若者の転出超過」

高校卒業後の進学等で約9割が市外に出ていくため、大きな転出超過が起き、大学等卒業後の就職等で転入超過となるものの、転出者の約4割しか戻ってこない。

+

○ 要因2 「未婚率の上昇による出生数の減少」

未婚率の上昇と相まって出産適齢期の夫婦の数が減少し、少子化が進んでいる。

☞ 悪循環が繰り返されている

なぜ若者たちは豊岡に帰ってこないのか・・・

【最大の要因】 **「社会的・経済的・文化的に地方は貧しくつまらない」という非常に強いイメージ**

地方創生

「豊岡で暮らすことの価値と魅力」を創造する。

【文化芸術による「センスのいいおもしろい」まちへと転換】

2016年度文化庁長官表彰
(文化芸術創造都市部門)受賞

認知度・
まちのセンス
向上

市民への
文化芸術の
機会提供

若者の
Uターン
推進

★ 片岡愛之助 氏とのつながり
による「永楽館」歌舞伎公演
2008年度に近畿最古の芝居小屋を復元
し歌舞伎公演を開催(2018年度:11回目)

★ 文化芸術創造交流事業
(Toyooka Art Season)
豊岡の文化芸術の魅力を内外に発信
するアートの祭り(2016年度～)

★ コミュニケーション教育の展開
市内全ての小中学校で演劇手法を用いたコ
ミュニケーション教育を推進(2017年度～)

★ 2020年の国際舞台芸術祭プレ事業・2022年の国際舞台芸術祭の開催 を目指す

アートによる
地方創生

★ 劇団「青年団」の移転
平田オリザ氏と主宰する劇団「青年団」が
豊岡への移転を表明(2019年度予定)

★ 「専門職大学」の誘致
地元産業界からニーズのある「観光」+「ア
ート」による専門人材を育成する高等教育機関とし
て、専門職大学を誘致(2021年開学予定)。

★ 文化と教育の先端自治体連携
文化と教育に取り組む他の先端的な自治体と
の連携・情報発信を進める(2017年度～)

★ 城崎国際アートセンターの取組み

アーティスト・
クリエイター
移住促進

大交流の実現
など

文化芸術による城崎国際アートセンターの取組み

文化による
地方創生の拠点



城崎温泉の外国人延べ宿泊者数



【城崎国際アートセンター(KIAC)】 舞台芸術を中心としたアーティスト・イン・レジデンスの拠点

2014年に市がオープンさせた施設で、ホール、スタジオ、レジデンス(宿泊施設)で構成されている。専門的知識を有するディレクターを配置している。舞台芸術に特化したアーティスト・イン・レジデンス等の先進的な取組みにより、豊岡では、最先端アーティストたちが創るアート空間に触れることが、あたり前になってきている。



【城崎国際アートセンター(KIAC)の主な特色】

○ アーティスト・イン・レジデンスの取組み

☞ 公募によって選ばれた国内外の最先端のアーティストが滞在(最短3日~最長3ヶ月まで滞在可。無料)し、芸術文化の創作活動が行える場を提供。滞在アーティストを観光大使に任命し、豊岡で制作した作品を国内外で発表することで、豊岡の魅力を世界中に発信している。

また、滞在中には、制作作品の試演会やワークショップなど「地域交流プログラム」を無料実施し、市民に優れた舞台芸術に触れる機会を提供している。

アーティスト・イン・レジデンス状況

〈2017年度〉応募数43団体(8ヶ国)
⇒ 選考20団体(5ヶ国)
〈2018年度〉応募数94団体(25ヶ国)
⇒ 選考16団体(8ヶ国)

倍増

滞在制作

○ 平田オリザ氏

(2015年度~ 城崎国際アートセンター芸術監督・豊岡市芸術文化担当参与)

☞ 本市の芸術文化政策の基本戦略や最先端の芸術文化による若者の誘因戦略アドバイザーとして活躍。

また、全国でも先導的な取組みの一つとして、市内全39の小・中学校での演劇手法を用いたコミュニケーション教育を実践している。



© T.Aoki

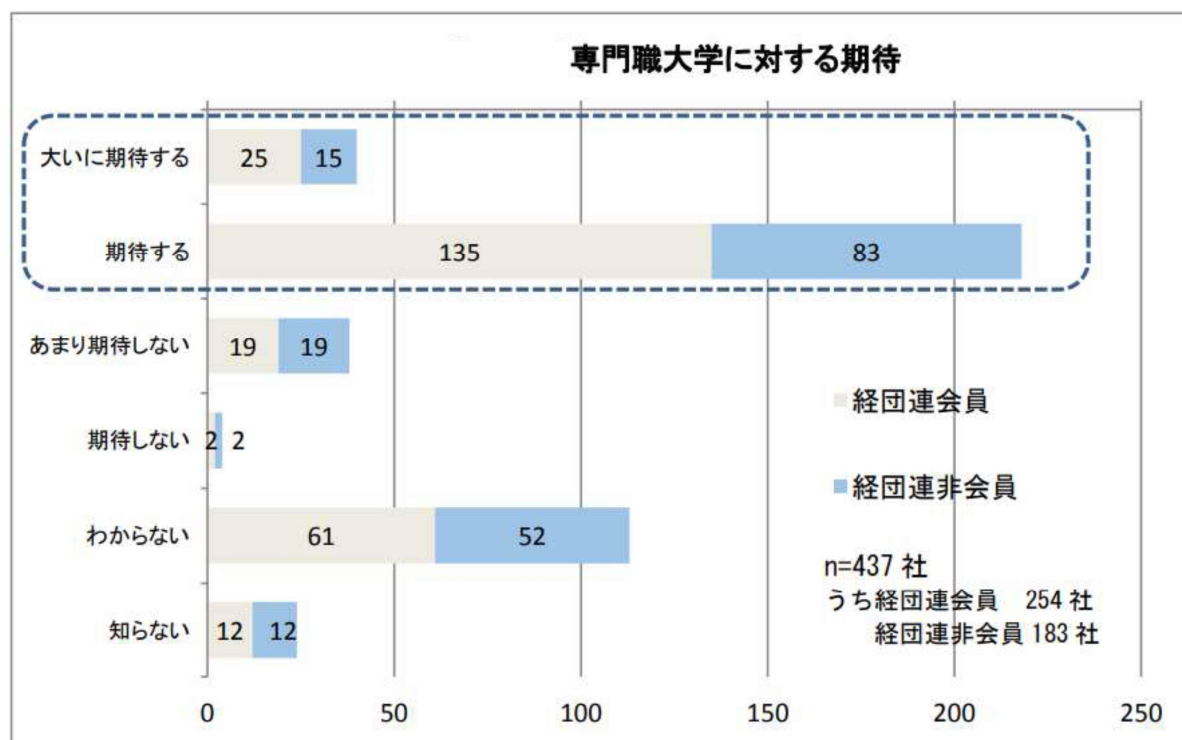
○ 主な著名人・団体

〈2014年度〉イレーヌ・ジャコブ氏(カンヌ映画祭女優賞)
※ 青年団+阪大ロボット演劇プロジェクト アンドロイド版『変身』(世界初演)
〈2017年度〉森山未来氏、アルディッティ管弦四重奏団、白井剛氏
〈2018年度〉村田沙耶香氏(芥川賞作家) 等

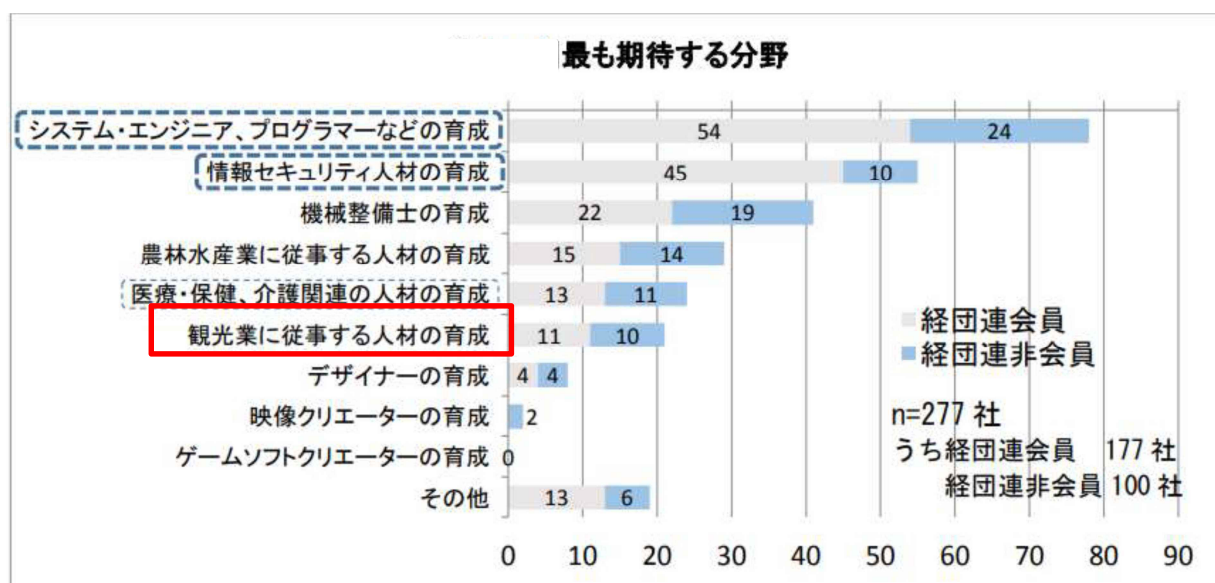
産業界の専門職大学に関する見解（経団連アンケート）

1 専門職大学に対する企業の期待

- ・約6割の企業が「大いに期待」「期待」しているとし、新たな学校制度への注目度は高い



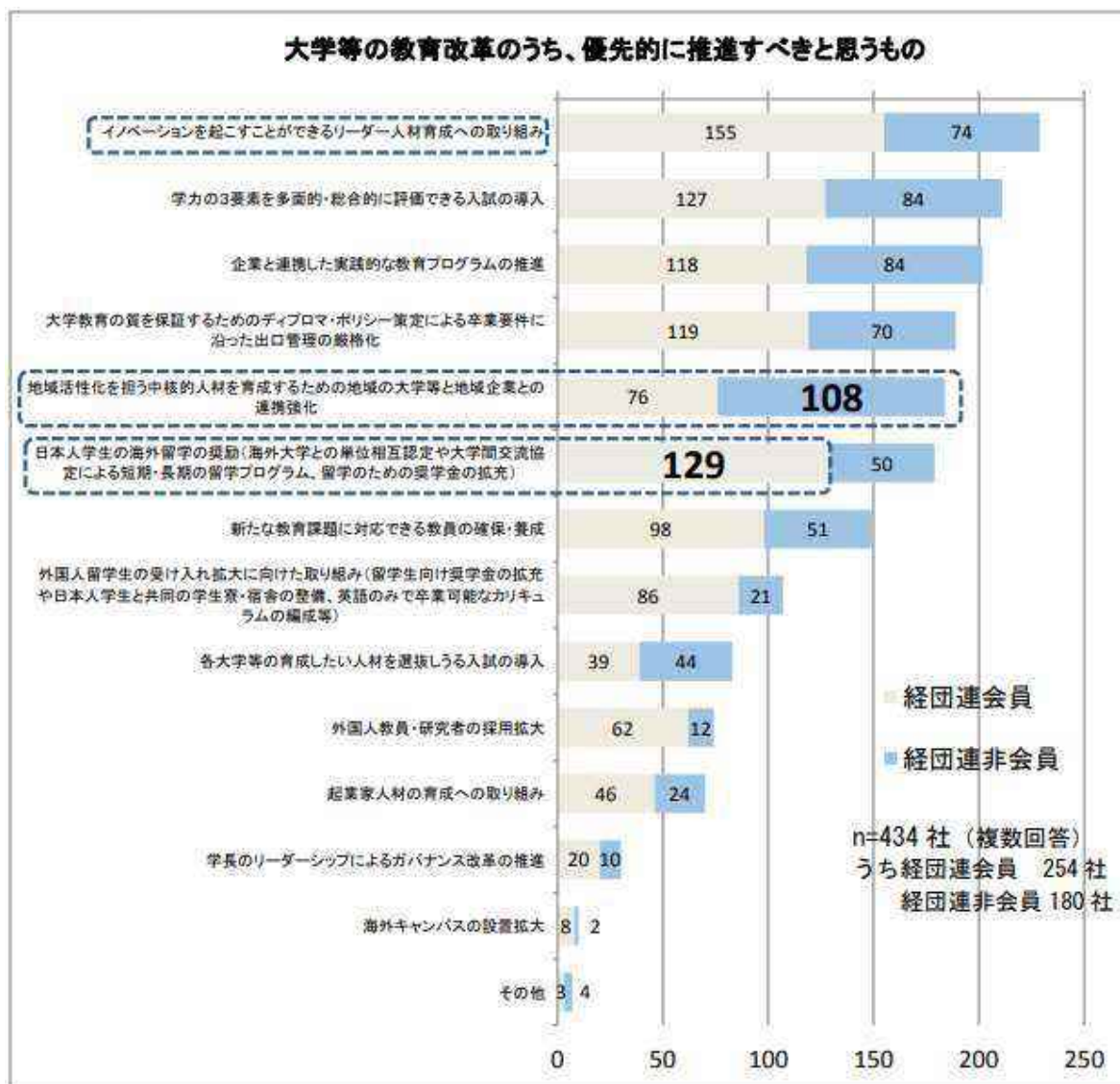
- ・「観光業に従事する人材の育成」も期待されている



【出典】一般社団法人日本経済団体連合会(2018)『高等教育に関するアンケート結果』

2 優先的に推進すべき大学等の教育改革

- ・「イノベーションを起こすことができるリーダー人材育成への取り組み」が最も高い
- ・経団連会員企業からは「日本人学生の海外留学の奨励する」という意見が多く、グローバル人材へのニーズが示された
- ・経団連非会員（地域別経済団体に加盟）企業からは「地域活性化を担う中核的人材を育成するための地域の大学等と地域企業の連携強化」を求める声が多い



【出典】一般社団法人日本経済団体連合会(2018)『高等教育に関するアンケート結果』

地域リサーチ&イノベーションセンター（仮称）の概要

オープンプラットフォームの役割を担う拠点施設として、コンサルティング機能、シンクタンク機能、インキュベーション機能を持ち合わせた地域リサーチ&イノベーションセンター（仮称）を専門職大学内に設置する。

